

平成29年度 村上市奨学生を募集

— 学業を頑張る人 無利子で応援 —

平成29年4月に大学・短大・専修学校（専門課程に限る）へ進学および在学する市内居住者のお子さんなどで、学業が優秀で経済的理由により就学困難な人に対して選考の上、奨学金を貸与します。

●問い合わせ 学校教育課教育総務室 ☎72-6882

申し込み

○申込資格

- ・保護者が村上市民で、市税を滞納していないこと。
※分納などを行っている人はご相談ください
- ・学業成績が優秀と認められる人（在学または出身学校の推薦が必要です）。
※5段階評価でおおむね「3」以上、「良またはB」以上がおおむね半分以上
- ・保護者の1年間の収入額が、おおむね600万円以下であること（事業所得などは、おおむね400万円以下であること）。
※本人以外にも大学・短大・専修学校への就学者のいる世帯は考慮します
- ・市内に連帯保証人2人を有する人（1人は保護者、1人は独立の生計を営む成年者）。
- ・日本学生支援機構や新潟県などの無利子奨学金を受けていないこと。

○申込期間

平成29年1月4日(水)～2月28日(火)

○申込方法

学校教育課（朝日庁舎）および各教育事務所に備え付けの申請書に必要事項を記入の上、提出してください。申請書は市ホームページからもダウンロードできます。

貸与と返還

- ・貸与月額 月7万円・5万円・3万円のうち、本人の希望と家庭の事情などを勘案して決定します。
- ・貸与期間 平成29年4月から最短修業年限の終期まで。
- ・振込日 奨学金は毎月10日をめぐりに口座に振り込みます。ただし、最初の年の4月分は5月分と合算し、5月に振り込みます。
- ・返還 卒業後1年を経過した後から起算して、10年を超えない範囲で全額を均等月賦で、口座振替払いにより返還しなければなりません。なお、奨学金は無利子です。

提出書類

- ・奨学金貸付申請書
- ・奨学生推薦調書
- ・世帯全員の住民票の写し
- ・保護者の所得を証明するもの（平成28年分の給与源泉徴収票、公的年金源泉徴収票、確定申告書控など）
- ・連帯保証人を内諾している人（2人）の納税証明書

採否決定

平成29年3月31日までに選考結果を通知します。

人権啓発シリーズ ④

～考えよう相手の気持ち 育てよう思いやりの心～



障がい者の人権に理解を

障がいのある人もない人も、同等に社会の一員として生活することを目指す「ノーマライゼーション」を基本理念に、障害者基本法や障害者差別解消法などの法律が制定され、さまざまな取り組みが行われています。

しかし、障がいのある人を取り巻く環境には、社会参加を妨げるさまざまな障壁（バリア）があります。階段や段差などの物理的バリアのほか、制度や情報、心の上でのバリアがあります。これらを取り除くためには、社会を構成するすべての人々が障がいのある人に対して十分な理解をし、配慮していく必要があります。

障がいについての理解

1. 障がいはだれにでも生じるもの
 - ・身体障がいの半数は病気や事故によるもの
 - ・うつと診断される人は15人に1人の割合
2. 障がいは同じ障がいでなくても一律ではない
 - ・障がいの程度による違い
 - ・障がいが生じた時期による違い
3. 外見では分からない障がいもある
 - ・聴覚障がいや心臓・腎臓などの内部障がい
 - ・精神障がいや自閉症などの発達障がい
4. 不自由でも周りの配慮があればできることが多い
 - ・地域で自立した生活、就労など

●問い合わせ 市民課市民生活室 ☎53-2111 (内線281)